

議案第58号

北上市下水道事業の設置等条例等の一部を改正する条例

(北上市下水道事業の設置等条例の一部改正)

第1条 北上市下水道事業の設置等条例(平成3年北上市条例第162号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(下水道事業の設置)</p> <p>第1条 環境衛生の向上を図るため、<u>下水道事業</u>を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 下水道事業の<u>予定処理区域等</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>公共下水道事業による予定処理区域等</u></p> <p>ア <u>予定処理区域面積 2,733ヘクタール</u></p> <p>イ <u>計画処理人口 5万6,610人</u></p> <p>(2) <u>特定公共下水道事業による予定処理区域等</u></p> <p>ア <u>予定処理区域面積 173ヘクタール</u></p> <p>イ <u>計画処理人口 7,250人</u></p> <p>ウ <u>1日最大処理能力 2万7,000立方メートル</u></p>	<p>(下水道事業の設置)</p> <p>第1条 環境衛生の向上を図るため、<u>公共下水道事業、特定公共下水道事業及び農業集落排水事業(以下「下水道事業」という。)</u>を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 下水道事業の<u>処理区域等</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>公共下水道事業 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定による事業計画(以下「事業計画」という。)</u>に定める<u>予定処理区域面積及び計画処理人口</u></p> <p>(2) <u>特定公共下水道事業 事業計画に定める予定処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理能力</u></p> <p>(3) <u>農業集落排水事業 北上市農業集落排水処理施設条例(平成3年北上市条例第135号)第2条に定める施設及び処</u></p>

理区域

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市特別会計条例の一部改正)

第2条 北上市特別会計条例（平成3年北上市条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>北上市農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(弾力条項の適用)</p> <p>第2条 前条第1号から<u>第5号</u>までに掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(弾力条項の適用)</p> <p>第2条 前条第1号から<u>第4号</u>までに掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 北上市農業集落排水処理施設条例（平成3年北上市条例第135号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(補則)</p> <p>第16条 この条例の<u>施行</u>に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>備考 改正部分は下線の部分である。</p>	<p>(補則)</p> <p>第16条 この条例の<u>実施</u>に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>
---	--

(北上市農業集落排水事業分担金条例の一部改正)

第4条 北上市農業集落排水事業分担金条例(平成3年北上市条例第136号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補則)</p> <p>第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(補則)</p> <p>第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による施行の際、現に改正前の北上市農業集落排水処理施設条例及び北上市農業集落排水事業分担金条例の規定に基づいて行った処分、届出その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の北上市農業集落排水処理施設条例及び改正後の北上市農業集落排水事業分担金条例の規定によりなされたものとみなす。

令和元年12月5日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用するため、所要の改正をしようとするものである。